

小児慢性特定疾病の医療費助成制度の拡充を求める意見書

国の難病対策として実施されている特定疾患治療研究事業は、患者の医療費の負担軽減を図るとともに、病態の把握や治療法研究に重要な役割を果たしており、難病患者や家族の大きな支えとなっている。

このような中、平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が施行され、医療費助成の対象が大幅に拡充され、難病対策の大きな改革となったところである。

しかしながら難病医療法の対象疾患は、患者数が人口の0.1%程度未滿及び診断基準が明確である疾病などとなっている。一方、小児慢性特定疾病の対象疾患は、長期にわたる療養と医療費の負担を伴う疾病などとなっており、基準が異なることから、小児慢性特定疾病の多くの患者は成人後に医療費助成を受けられない状況である。

よって、国におかれては、小児慢性特定疾病の患者が成人移行後も継続して医療費助成を受けられるよう小児慢性特定疾病医療制度の拡充について、特段の措置を講じられるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月13日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	町 村 信 孝 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿